



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医務課） ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） ..... 2
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） ..... 4
- 民有保安林の指定・2件（森林緑地課） ..... 5
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 5

### 公 告

- 補正予算の公表（財政課） ..... 6
- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） ..... 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 8
- 市決定に係る都市計画の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 8

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 8
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 ..... 9
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任 ..... 10
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任 ..... 10
- 衆議院議員総選挙の竹富町の投票期日 ..... 10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 11
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の色 ..... 11
- 衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色 ..... 11
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色 ..... 11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額 ..... 11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日 ..... 12
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所 ..... 12
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所 ..... 12
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の日時及び場所 ..... 12
- 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 13
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所 ..... 13
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 13
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所 ..... 13
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 13
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所 ..... 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所 ..... 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 14

- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所…………… 14
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 15

**告 示**

**沖縄県告示第570号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年12月 4 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立北部病院	名護市大中二丁目12番3号	沖縄県	平成24年12月 1 日	平成27年11月30日

**沖縄県告示第571号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久志真土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年12月 4 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**1 就任**

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉清隆	名護市字久志810番地の5
理事	高江洲徳雄	名護市字久志134番地
理事	棚原憲明	名護市字久志151番地
理事	森山憲一	名護市字久志104番地
理事	鳥袋義達	名護市字久志856番地の1
理事	宮里武継	名護市字久志57番地
理事	伊波恵弘	名護市字久志100番地
理事	比嘉増進	名護市字久志176番地
理事	比嘉貢	名護市字久志790番地の19
理事	安里秋男	名護市字久志777番地の2
監事	比嘉俊次	名護市字久志810番地の6
監事	比嘉庸雄	名護市字久志844番地
監事	比嘉清一	名護市字久志834番地の3

任期 平成24年 6 月11日から平成28年 6 月10日まで

**2 退任**

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉清隆	名護市字久志810番地の5
理事	高江洲徳雄	名護市字久志134番地

理事	島袋哲博	名護市字久志21番地
理事	比嘉孝夫	名護市字久志790番地の58
理事	島袋民雄	名護市字久志151番地
理事	比嘉文雄	名護市字久志817番地
理事	比嘉取栄	名護市字久志857番地の4
理事	島袋哲次郎	名護市字久志205番地の1
理事	宮城勝幸	名護市字久志30番地
理事	宮城守	名護市字久志133番地
監事	仲泊英徳	名護市字久志124番地
監事	比嘉福榮	名護市字久志1443番地の1
監事	比嘉俊次	名護市字久志810番地の6

#### 沖縄県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり東風平町小城第二土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲座康敬	八重瀬町字小城51番地
理事	仲座喜榮	八重瀬町字小城196番地の1
理事	仲座亀吉	八重瀬町字小城36番地
理事	仲座政治	八重瀬町字小城162番地の1
理事	神谷清	八重瀬町字小城119番地
理事	神谷清春	八重瀬町字小城375番地
理事	仲座秀光	八重瀬町字小城312番地の2
理事	仲座真勇	八重瀬町字小城187番地の1
理事	仲座明	八重瀬町字小城602番地
理事	仲座徳一	八重瀬町字小城245番地の1
理事	神谷勲	八重瀬町字小城158番地
理事	神谷繁雄	八重瀬町字小城151番地
理事	仲座寿雄	八重瀬町字小城130番地
理事	神谷博	八重瀬町字志多伯85番地
監事	金城繁	八重瀬町字小城83番地

監事	国吉真純	八重瀬町字上田原118番地
監事	仲座誠繁	八重瀬町字小城43番地

任期 平成24年9月8日から平成28年9月7日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲座康敬	八重瀬町字小城51番地
理事	仲座喜榮	八重瀬町字小城196番地の1
理事	仲座亀吉	八重瀬町字小城36番地
理事	仲座政治	八重瀬町字小城162番地の1
理事	神谷清	八重瀬町字小城119番地
理事	神谷清春	八重瀬町字小城375番地
理事	仲座秀光	八重瀬町字小城312番地の2
理事	仲座真勇	八重瀬町字小城187番地の1
理事	仲座明	八重瀬町字小城602番地
理事	仲座徳一	八重瀬町字小城245番地の1
理事	神谷勲	八重瀬町字小城158番地
理事	神谷繁雄	八重瀬町字小城151番地
理事	仲座寿雄	八重瀬町字小城130番地
理事	神谷博	八重瀬町字志多伯85番地
理事	仲座仁助	八重瀬町字小城87番地
監事	金城繁	八重瀬町字小城83番地
監事	国吉真純	八重瀬町字上田原118番地
監事	仲座誠繁	八重瀬町字小城43番地

### 沖縄県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長中地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成24年12月5日から平成25年1月9日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖繩県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成24年12月 4日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字仲田城前田1385番 1・1385番20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖繩県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成24年12月 4日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 南城市知念字安座真前ヌ平原501番・502番・504番・508番 1・603番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、503番、505番、506番 1、607番、610番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖繩県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖繩県土木建築部道路管理課及び沖繩県北部土木事務所において、平成24年12月 4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年12月 4日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 123号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字伊豆味3061番 4 から 本部町字伊豆味3093番 3 まで	8.1m ～ 29.2m	88.9m

新	本部町字伊豆味3061番4から 本部町字伊豆味3093番3まで	9.7m ~ 30.3m	88.9m
---	------------------------------------	--------------	-------

沖縄県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年12月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 14号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字有銘1115番45から 東村字有銘1115番46まで	12.5m ~ 15.2m	17.5m
新	東村字有銘1115番45から 東村字有銘1115番46まで	20.3m ~ 27.9m	17.5m

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年11月19日専決処分をした補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

平成24年度沖縄県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に668,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ694,625,483千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



**第 1 表 歳入歳出予算補正**

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 227,010,115	千円 668,115	千円 227,678,230
	3 委 託 金	1,436,653	668,115	2,104,768
歳 入 合 計		693,957,368	668,115	694,625,483
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 72,698,681	千円 668,115	千円 73,366,796
	5 選 挙 費	590,700	668,115	1,258,815
歳 出 合 計		693,957,368	668,115	694,625,483

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成24年12月4日から同月18日までの間、沖縄県環境生活部自然保護課、竹富町役場自然環境課、竹富町役場西表東部出張所及び竹富町役場西表西部出張所において縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保全利用協定の名称 仲間川地区保全利用協定
- 2 協定区域 仲間川並びに自然休養林（仲間川地区）及び森林生態系保護地域保存地区を含む森林
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 動力船での遊覧、カヌーでの自然体験
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 株式会社東部交通、金盛良克、山元俊雄、八幡暁、金田克己
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年1月15日まで縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かなさの会
- 3 代表者の氏名 名嘉哲治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客2749番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす高齢者や障害者・児とその家族、又は一般住民など、障害の有無・年齢・性別に関わらず、地域社会の一員として心豊かに生活したいと考える人々を支援し、「共感・共鳴・共生」できる地域共同体の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年1月21日まで縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際マングローブ生態系協会
- 3 代表者の氏名 馬場繁幸
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地琉球大学農学部内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内及び海外においてマングローブ生態系に関する調査、研究、情報収集等を行うことにより、環境保全、産業振興に寄与することを目的とするほか、これらの活動を通じ、国際的な研究協力、学術交流を図りもってマングローブ生態系の保全及びマングローブに関する国際協力を推進するとともに、わが国や沖縄県の国際的地位向上に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画地区計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 大原地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 大原地区土地地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

## 選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数



の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成24年沖縄県選挙管理委員会告示30号は、廃止する。

平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,913
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 249,268
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	15,401
うるま市	30,393
沖縄市	34,142
宜野湾市	23,849
浦添市	28,194
那覇市	83,388
豊見城市	14,798
南城市	10,682
糸満市	14,900
宮古島市（宮古郡を含む）	14,637
石垣市（八重山郡を含む。）	13,880
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,437
中頭郡	38,364
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,141

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により選挙区の選挙長及び職務代理者を次のとおり選任した。

平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

選挙区	種別	氏名	住所
沖縄県第1区	選挙長	阿波連本伸	那覇市泉崎2丁目17番地9
	選挙長職務代理者	安慶名均	うるま市字天願65番地1 2F
沖縄県第2区	選挙長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
	選挙長職務代理者	安里康仁	那覇市古波蔵3丁目3番6号
沖縄県第3区	選挙長	龍野博基	北谷町字宮城1番地713
	選挙長職務代理者	山城英昭	那覇市高良2丁目15番18号
沖縄県第4区	選挙長	高江洲義直	那覇市字田原201番地6 2F
	選挙長職務代理者	宮里健	沖縄市泡瀬二丁目19番11号

**沖縄県選挙管理委員会告示第36号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成24年12月 4 日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

種 別	氏 名	住 所
選挙分会長	阿波連本伸	那覇市泉崎2丁目17番地9
選挙分会長職務代理者	龍野博基	北谷町字宮城1番地713

**沖縄県選挙管理委員会告示第37号**

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により審査分会長及び審査分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成24年12月 4 日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

種 別	氏 名	住 所
審査分会長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
審査分会長職務代理者	高江洲義直	那覇市字田原201番地6 2F

**沖縄県選挙管理委員会告示第38号**

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により次のとおり定める。

平成24年12月 4 日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

全投票区 平成24年12月15日

**沖縄県選挙管理委員会告示第39号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月 4 日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月 4 日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**沖縄県選挙管理委員会告示第40号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月4日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**沖縄県選挙管理委員会告示第41号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月7日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**沖縄県選挙管理委員会告示第42号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

用紙の色 薄い緑色  
印刷の文字の色 黒色

**沖縄県選挙管理委員会告示第43号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

用紙の色 薄い黄色  
印刷の文字の色 赤色

**沖縄県選挙管理委員会告示第44号**

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

用紙の色 白色  
印刷の文字の色 黒色

**沖縄県選挙管理委員会告示45号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 阿波連 本伸

選 挙 区	選挙運動に関する支出金額の制限額（候補者 1 人につき）
沖縄県第 1 区	23,011,100 円
沖縄県第 2 区	23,168,300 円
沖縄県第 3 区	23,526,800 円
沖縄県第 4 区	27,528,000 円

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

ポスターを掲示することができる日 平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会告示第47号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

選 挙 区	日 時	場 所
沖縄県第 1 区	平成24年12月19日 午前 9 時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館 4 階第 2 会議室
沖縄県第 2 区	平成24年12月19日 午前 9 時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館 4 階第 3 会議室
沖縄県第 3 区	平成24年12月19日 午前 9 時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館 4 階第 4 会議室
沖縄県第 4 区	平成24年12月19日 午前 9 時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館 4 階第 5 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月 4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月19日 午前10時
- 2 場所 那覇市旭町116番地37自治会館 4 階第 2 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりである。

る。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月19日 午前10時
- 2 場所 那覇市旭町116番地37自治会館4階第3会議室

**沖縄県選挙管理委員会告示第50号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月4日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第1号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区

選挙長 阿波連 本伸

- 平成24年12月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂  
平成24年12月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第2号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区

選挙長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月13日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第1号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区

選挙長 当山 尚幸

- 平成24年12月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂  
平成24年12月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第2号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日



衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区

選挙長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成24年12月13日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

---

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区

選挙長 龍 野 博 基

- 平成24年12月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂  
平成24年12月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

---

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区

選挙長 龍 野 博 基

- 1 日時 平成24年12月13日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

---

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区

選挙長 高 江 洲 義 直

- 平成24年12月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂  
平成24年12月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

---

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区

選挙長 高 江 洲 義 直

- 1 日時 平成24年12月13日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

---

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院比例代表選出議員選挙  
選挙分会長 阿 波 連 本 伸

平成24年12月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂  
平成24年12月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

**衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

衆議院比例代表選出議員選挙  
選挙分会長 阿波連 本伸

- 1 日時 平成24年12月13日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	---